

平成 20 年 12 月 9 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様
国土交通省九州地方整備局長 岡本 博 様

「ダムによらない治水を検討する場」の設置について（意見書）

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	代表 中島 康
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会	会長 緒方俊一郎
球磨川大水害体験者の会	会長 堀尾芳人
川辺川利水訴訟原告団	団長 茂吉隆典
美しい球磨川を守る市民の会	代表 出水 晃
やつしろ川漁師組合	組合長 毛利正二
川辺川・球磨川を守る漁民有志の会	代表 吉村勝徳

■連絡先



国土交通省九州地方整備局の岡本博局長は 2 日の記者会見で「ダムが必要という国の考えは変わらないが、ダム以外の方策がないのか丁寧に議論したい」、設置目的については「ダム以外による治水対策の現実的な手法を極限まで検討し、地域の安全に責任を負う国、県、地元の間で認識を共有するため」と発言されています。また、5 日に同整備局河川部の松木洋忠調査官は「国、県が先に道筋をつけることはなく、市町村から宿題をいただく場として立ち上げたい。ダムを争点にせず、認識の共有が目的のため結論を出すわけではない。一定の共有認識がなければ河川整備計画に入れないと述べられています。

そもそもこの「ダムによらない治水を検討する場」は、熊本県知事が「川辺川ダムに反対し、ダムなしの治水案を極限まで追求する」旨の表明に基づいて提案されたものであり、金子国土交通大臣と合意されたものです。然るに今回、同整備局の 2 氏の発言はこの合意を無視したものとしか思えません。特に岡本局長の「ダムが必要という国の考えは変わらない」とする発言は、ダムなしの治水を真摯に検討しようという態度からは程遠いものです。また、設置目的については「地域の安全に責任を負う国、県、地元の間で認識を共有するため」と発言されていますが、これまでの国、県、市町村長によるダムあり治水対策は、多くの流域住民を水害に晒してきました。ダムなしの治水を望む流域住民の参加のない「検討する場」は、従来の整備局主導の治水対策を検討する場にしかならないと懸念し

ます。前述の松木調査官の発言からも、ダムなしの治水を真摯に検討しようという態度は感じられません。

私たちは「検討する場」の設置が、ダムなしの治水案を極限まで追求し、ダムによらない治水の方法を策定する場となることを強く望み、以下の意見を具申いたします。

1、設置目的

「結論を出すわけではなく、認識の共有が目的」としているが、整備局の方針は誤っています。ダムなしの治水対策を策定することが本来の目的です。

2、住民参加

自然再生推進法において、住民の主体的な参加は国の川づくりの基本方針となっており、住民が「検討する場」に参加することは当然の権利であり義務でもあります。これまで流域住民の治水対策を検討してきた市民団体の参加を強く求めます。

3、公開

会議の公開は、行政が果たさなければならない最低の責務です。傍聴、発言の自由を保障することを強く求めます。また、配布資料の全面的な公開も同様に求めます。

4、学識経験者

ダムなしの治水対策を策定するためには、ダムなしの治水対策を研究している専門家の参加は不可欠です。さらに市民団体が推薦する専門家の参加を保障することを求めます。

5、資料

「これまで検討してきたダム以外の治水についても、丁寧に説明したい」という松木河川調査官の発言がありますが、九州地方整備局はダム以外の治水についてこれまで一度も説明したことは無く、ただ単にダムの代替案として実現不可能な単独案を示してきたに過ぎません。九州地方整備局は、極限まで検討したダムなしの総合治水対策の資料を提示するべきです。

6、基本高水

今回は「ダムによらない治水を検討する場」であるので、ダム建設を前提としている基本高水は一切取り扱わないことを強く求めます。

7、調査

流域全体の水害の実態を決め細やかに調査し、それに基づく総合治水対策を策定することを求めます。

以上

平成 20 年 12 月 9 日

自然の営みを重視した総合治水対策

想定外の洪水にも対応する余裕のある川づくり

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会

会長 緒方 俊一郎

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

代表 中島 康

◆はじめに

地球規模での自然破壊・公害に対する厳しい国際的世論の中で、ダム建設も世界的に終焉を迎えようとしている。勿論、日本においてもダム建設の時代には終りを告げる取り組みがなされてきている。河川審議会は「総合治水の重要性」「生物の多様性の保全」「治水施設のみに対応による限界の認識」「地下水の保全・塩害防止・浚渫工事の重視」「氾濫を前提にした治水対策」を矢継ぎ早に答申してきた。これは河川法の最も重要な土台となっているものである。

球磨川流域に暮らす水害常習地帯の住民は、ダムこそが水害を引き起こす凶悪犯罪者であることを熟知している。流域住民は河川審議会の答申が如何に大切な内容であるかを水害体験を通して認識しているのだ。

さらに、国は自然再生推進法を制定し「自然再生を総合的に推進し、生物多様性を確保することを通じて自然と共生する社会の実現を図らなければならない」とし、そのためには「地域の多様な主体が参加しなければならない」と定めている。その上で、この法律は特に国交省・農水省が取り組まなければならないとしている。これだけの法律を制定しながらも、河川に関してまだ不十分であると考えたのであろうか、さらに「多自然川づくり基本指針」までもつくっている。この指針では「河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出」に取り組まなければならないとしているのだ。具体的なそれぞれの川で、何がその川の豊かな生態系を破壊したのかを分析することなしに、多自然川づくりは実現させることは出来ない。球磨川から豊かな生態系を奪い取ってしまったのはダムそのものであることを流域住民は熟知している。

私たち球磨川水系に生きる住民は、以上述べてきた国の方針・法律に基づき、球磨川水系で現実に起きている水害を科学的に分析し、流域住民の生命と財産を守り、安全・安心の地域づくりを目指した治水案を作り上げた。想定外の豪雨・洪水に対応しない治水ダムに頼るのでなく、河川審議会が提起した自然の営みを重視し、余裕のある川づくりに取り組むことにした。また、水害を引き起こしている直接の原因を取り除く対策こそが重要であり、地域の特殊性を考慮した対策を考えた。この総合治水案に取り組めば、豊かな生態系と景観を保全した川に再生させることもできる。

◆これまでの治水

これまでの治水は、一定限度の洪水を対象に、河道改修とダム建設により洪水を河川に閉じ込めようとしている。これには3つの大きな欠陥があると今本博健京都大学名誉教授（元京大防災研究所長）は指摘している。

①超過洪水で破綻：根幹的欠陥

一定限度の洪水を対象にしているため、それを超える規模の洪水には対応できない。

②ダム建設の限界：構造的欠陥

日本は地形が急峻で地質が脆弱なため適地が少ない。財政状況から効果が限定されるダムをつくる余裕はない。2003年以後、新規のダム計画はない。

③巨大工事が環境を破壊：致命的欠陥

ダムなどの巨大河川事業は、自然環境・社会環境を破壊する。長い時間かけて形成してきた多様な生態系が大規模の河川改修により破壊されつつある。社会の批判が大きく、その正当性が問われている。

想定以上の大洪水が発生するたびに計画の更新する必要があるため、いつまでも治水計画が完結しない。結果としてその治水計画を達成するのに長い時間を要し、その間住民を危険に晒したままになっている。

球磨川流域においては、40数年前に計画された川辺川ダム建設を前提としているために、通常の河川改修事業が遅れており、未改修地区においては水害に遭いやすい状況となっている。

◆球磨川流域の水害の現状と対策

近年の球磨川流域の水害被災地区ごとに、地元の被災住民の声を聞いたうえで現地調査を行った。その水害を引き起こしている原因と、その対策を各地区別に以下に示す。

八代地区

八代市 萩原

この地区においては、過去最大の洪水においても球磨川本川からの越流による被害はない。堤防には十分な余裕がある。フロンティア堤防にすることで安全性はより高まる。河川敷の土砂撤去も有効な治水対策であるが、急を要するものではない。

球磨川中流域

球磨村一勝地 淋 ※宅地の嵩上げが決定済み

本川の水位上昇による被水

過去最大流量の洪水でも浸水しない程度の宅地嵩上げ

球磨村神瀬

本川の水位上昇により国道219号線と数軒の家屋が浸水する。この地域は下流の瀬戸石ダムの湖尻にあたっているため、河道への土砂の堆積が見られる。この地区の中心部には常設の内水排水施設が設置されているが、設置後一度も使用されていない。最善の方法は土砂堆積の原因である瀬戸石ダムの撤去だが、当面の治水対策として、浸水する国道と宅地の嵩上げ、もしくは浸水する地区の堤防嵩上げが急務である。

芦北町 漆口 ※宅地移転・嵩上げが決定済み

本川の水位上昇による被水

過去最大流量の洪水でも浸水しない程度の宅地嵩上げ

八代市坂本町 中津道、三坂、鎌瀬

本川の水位上昇により両岸の道路と家屋が数軒浸水する。この地域は荒瀬ダムの湛水域にあたるが、ダム湖内の堆砂がひどく河床が上昇し水位を押し上げていることが浸水被害の原因である。過去に荒瀬ダム湛水域において宅地の嵩上げ工事が熊本県企業局によってなされているが、このことはダムが水害の原因であることを認めているものである。この地域の住民はダムにより苦渋を強いられていると認識しており、荒瀬ダムの撤去を望んでいる。

《球磨川中流域まとめ》

本川・支川ともに土砂の堆積が顕著であり、増加する傾向が見られる。これらを放置することは、水害を助長することに他ならない。河川に堆積した土砂の撤去は有効であり、必要な洪水対策である。さらに抜本的な治水対策は、瀬戸石ダム・荒瀬ダムを撤去することである。この両ダムにより、川の持つ働きである土砂の移動が妨げられ狭窄部のこの地域に堆積している。これらのダム撤去により、河川はより自然な状況に近づき、土砂堆積による洪水被害は大幅に軽減される。

球磨村渡地区

球磨村渡 島田

球磨川に設置された今村第2樋門が増水時に閉じられることで、内水による家屋への床上・床下浸水被害、及び田畠への浸水被害が常態化している。対策としては、緊急時に速やかに稼働可能な排水ポンプの常設が急務である。

球磨村渡 小川 ※宅地移転・堤防嵩上げが決定済み

小川川合流点下流の球磨川の堆砂が顕著で、そのために小川川の土砂堆積は数メートルに達している。また、小川川上流部の大規模伐採地周辺から河川への土砂流出が顕著である。本川右岸と小川川の土砂撤去が効果的な対策であるが、抜本的には森林伐採の規模と方法を検討するべきである。

球磨村渡 茶屋

本川に設置された舟戸川の樋門が増水時に閉じられることで、内水による家屋への床上・床下浸水被害、及び田畠への浸水被害が常態化している。対策としては、緊急時に速やかに稼働可能な排水ポンプの常設が急務である。

《球磨村渡地区まとめ》

連続堤防が整備されることで、それまで本川に自然流入していた小河川には樋門が設置された。その樋門が増水時には堤防内への逆流を防ぐために閉じられることで、行き場を失った小河川が被害をもたらす。本来なら、樋門が閉じた時点で排水するポンプが整備されるべきである。しかし、球磨村渡地区の樋門には排水ポンプが設置されておらず、内水による浸水被害が常態化している。人吉市灰久保町の樋門には、毎分 20 t の強力な排水能力を持つポンプが 2 基設置されているが、洪水の度ごとに、業者が発電機を設置しなければならず即応性に欠ける状況である。内水被害が常態化した渡地区においては、排水ポンプとその電力供給設備の常設が内水被害を解消させるための急務である。

人吉地区

人吉市温泉町

近年避難勧告が続いているが、堤防には十分な余裕がある。しかし、土堤があるので漏水対策として矢板等を打ち込むことによって、堤防の強化を実施すれば更に安全である。常設の排水ポンプが設置されていない小河川については、緊急時に速やかに稼働可能な排水ポンプの常設が急務である。

人吉市下青井町右岸

土砂の堆積が顕著である。対岸の左岸側は、昭和 40 年の洪水で家屋が流失し死者も生じた地区である。その後、当時の建設省は同地区の用地買収を行い河川敷としている。そのことにより人吉市の水害のほとんどは解消されている。しかし、右岸側において土砂の堆積が顕著となっており、このまま放置すれば河道の流下能力は減少し、用地買収までした河川改修の効果が保てなくなる。

人吉市西間下町（人吉橋左岸）

堤防の一部が未改修の状態で放置されており、20% 程度河道が狭くなっている。この部分を改修することで、人吉市中心部はより大きな規模の洪水に対処することが可能になる。

人吉市麓町（中川原公園周辺）

土砂の堆積が顕著である。2年前に約2万立方メートルの土砂撤去を行っているが、現在では再び堆砂が進んでいる。継続的な土砂撤去が求められる。

《人吉市まとめ》

人吉地区においては、過去最大の洪水においても球磨川本川からの越流による被害はない。内水による浸水対策として、樋門には排水ポンプがほぼ設置されているが、まだ設置されていない箇所については排水ポンプの常設が急務である。市内を還流する球磨川のほぼ全てにおいて土砂の堆積が顕著であり、これらの土砂を撤去し、人吉橋左岸の未改修地区を整備することでさらに安全性が高まる。

川辺川流域・球磨川上流域

相良村柳瀬

4年前にある程度除去したものの、現在では更に土砂の堆積が顕著である。継続的な土砂撤去が求められる。

相良村川辺 永江

川辺大橋下流の土砂の堆積が40年前には現在の5分の1程度であったが、その後堆砂が進行し、現在は数メートルに及んでいる。そのため、その上流部右岸の堤防の低い部分から越流し、この地区が浸水している。

部分的な堤防の嵩上げと川辺川の堆積土砂の撤去が治水対策として有効である。

相良村川辺 遠

4年前にある程度堆積土砂を除去したものの、現在でも更に土砂の堆積が顕著である。継続的な土砂撤去が求められる。

錦町西 木綿葉橋左岸

現状で田畠への冠水があるものの水害防備林があるため、流木などが田畠に入らず影響は軽微とみられる。

《川辺川流域・球磨川上流域まとめ》

川辺川においては4年前に土砂撤去が行われているが、その後、河道への土砂堆積が顕著であり、部分的な堤防整備と共に土砂撤去が早急に求められる。今後憂慮されることは、五木村板木にある九州電力の発電ダム崩壊したことである。ここから多量の土砂が下流に流出している。これらの土砂が今後、下流域の河床上昇の原因となることは明らかである。

被水した農地については、増減水時の流速を低減できるような自然型の水路整備や水害防備林の整備等を行い被害の軽減化を図ったうえに、その遊水機能を評価して補償制度を確立するべきである。

◆流域の生命と財産を脅かしている球磨川水系の総合的な問題点

① 上流から下流にわたり、土砂の異常な堆積で河床が上がっている。そのことが洪水の水位を押し上げ、水害の大きな要因となっている。

《註》 ただし、中流域は二つのダムが水位を引き上げていることが主な要因である

② ①の原因是、流域全域で山地崩壊を引き起こしているためである。

《註》 中流域の二つのダム、上流の連続堤防も深く関わっている
山地崩壊が流域住民の命を一番脅かしている現象である＊別紙資料

③ ②の原因是山林の生態系破壊にある。

《註》 機械化された大規模伐採、放置された人工林、安い林道建設等

④ 上流から海までの川の生態系が破壊されている

《註》 山地の砂防ダムまで含め、ダムが一番の要因となっている

治水の使命は、いかなる大洪水に対しても住民の生命と財産を守ることである。洪水時の水位を低下させるべく河川を管理することが、河川管理者としての責務であるが、このような現状を放置していることは、その責任を放棄しているものである。

球磨川・川辺川の治水について一番理解しているのは流域の住民であり、住民の望むダムなしの治水対策を早急に実施するのが河川管理者の責務である。

豊かな生態系が破壊された山林は仕返しをする

◆◆◆◆ その怖さを物語る球磨地域の歴史 ◆◆◆◆

土石流や崖崩れが球磨地域の多くの生命と財産を奪った。土石流や崖崩れはダムで防止することはできない。荒らされた山地が引き起こした現象であることは誰もが熟知している。ところが、国交省はこのような事故は川辺川ダムを建設すれば防止できるとしたのだ。これは国交省自らが川辺川ダム建設の目的は流域の生命と財産を守ることとは無関係なものであることを認めたことになる。

私たちの生命と財産を無視し、私たちの血税の無駄遣いの川辺川ダム建設は撤回し、安全・安心の豊かな生態系を兼ね備えた山林づくりに取り組むことを流域住民は切望している。

《土石流・崖崩れによる死者》

	発生場所	原因	死者数
昭和38年8月14日	古麓	土石流	7
	深水	土石流	1
	油谷川	土石流	1
8月17日	栗鶴	土石流	10
	中村	土石流	1
昭和39年8月24日	葉木	崖崩れ	4
昭和46年8月05日	湯山	土石流	6
昭和47年7月27日	錦町	崖崩れ	2
昭和54年7月17日	桑の木津留	土石流	5
昭和57年7月17日 7月25日	人吉	崖崩れ	2
	上深水	崖崩れ	4

*栗鶴の行方不明1名も死者数に入れた

この様な惨事を引き起こした山地崩壊は昭和28年頃から始まった森林の大伐採である。このような大伐採は昭和63年頃までの約35年間続いた。この期間に球磨地域全体の約80%の森林が伐採された。しかも、山地崩壊は森林伐採10年前後が最も発生しやすくなるといわれている。その上、この地域の地盤は非常に脆い秩父帯や四万十帯と呼ばれる地質である。尊い命を奪われた犠牲者たちが語りかけてくれていることは「治山こそが球磨地域の最大の課題であり、治水の基盤である」ということだ。この歴史を無視してはならない。